平成２５年（フ）第３０５号
兵庫県尼崎市立花町３丁目22番３―106号
債務者　藤原　秀夫
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６号
島根県江津市松川町太田482番地１、住民票上の住所島根県江津市松川町太田577番地
債務者　鎌田　美鈴
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１９７号
北九州市門司区中二十町４番11号
債務者　密井　徳江
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９０号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番22号　みどり荘３号
債務者　佐々木康彦
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９１号
北九州市八幡東区春の町１丁目２番22号　みどり荘３号
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番152―305号
債務者　胸永　和矢
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７２号
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番425号
債務者　ＴＭ設備こと　髙森　賢二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７８号
神戸市北区有野町唐櫃3561番地の２、従前の住所神戸市北区緑町７丁目16番５号
債務者　福田　次美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９号
神戸市北区有野町唐櫃3561番地の２、従前の住所神戸市北区緑町７丁目16番５号
債務者　福田　璃穂
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０８号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１　市住１―413号
債務者　吉本　トシ
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
鹿児島県曽於郡大崎町益丸1120番地１、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志222番地９
債務者　中元　奉文
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
青森県黒石市角田82番地10
債務者　山田　康徳
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２０２号
沖縄県豊見城市字上田23番地１　県営上田団地１―406
債務者　親泊おりえ
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６１号
青森県黒石市八甲34番地４　住宅型有料老人ホーム朝日の家、住民票上の住所青森県黒石市末広145番地６　ホワイトコーポ末広102号
債務者　工藤千代子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７０号
青森県弘前市大字城東１丁目４番地９　コーポ一徳201号
債務者　福士　友香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道帯広市西２条南５丁目15番地　帯広メエイビル204号室
債務者　小杉眞知子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
岡山市北区津寺406番地２
債務者　多田　育男
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部